

(訟ろー02)

令和元年12月12日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第三課長 成 田 晋 司

最高裁判所事務総局家庭局第二課長 宇田川 公 輔

引渡実施及び解放実施における事前ミーティングの実施要  
領について（事務連絡）

執行官が官署としての家庭裁判所，地方裁判所又は高等裁判所から引渡実施又は解放実施の参考となる情報の提供等の協力を受けるための態勢の構築について，本日付で，民事局長，家庭局長書簡が発出されたところですが，監督官や監督補佐官の支援を受けながら，この協力を円滑に受けられるよう，実務上通常想定される執行官と家庭裁判所との間の情報共有を念頭に置き，別添のとおり「引渡実施及び解放実施における執行官と家庭裁判所の事前ミーティングの実施要領（モデル案）」を作成しました。各庁の実情に応じてより柔軟な対応も可能と考えられますが，各庁において事前ミーティングの方法を検討する上で参考としてください。

なお，既に，執行官が家庭裁判所，地方裁判所又は高等裁判所から情報の提供等の協力を受ける態勢を構築している庁においても，これを参考にして，より円滑に手続を進める上で，見直すべき点がないかを検討してください。

おって，モデル案には，執行官が家庭裁判所に対して提供を求める情報の例が記載されていますが，家庭裁判所及び高等裁判所としては，審判手続等において把握している情報を提供すれば足りるのであり，家庭裁判所調査官による調査の在り方

等に影響を与えるものではありません。

ついては、この趣旨を執行官、監督官、監督補佐官、裁判官、家庭裁判所調査官、裁判所書記官等の関係職員に周知してください。

## 引渡実施及び解放実施における執行官と家庭裁判所の事前ミーティングの実施要領（モデル案）

### 1 事前ミーティングの要否の検討

執行官が、子の心身への影響に配慮しつつ、円滑かつ確実に引渡実施又は解放実施（以下「引渡実施等」と総称する。）を行うためには、引渡実施等の参考となる情報（これまでの紛争の経緯、面会交流等の関連事件の状況、引渡実施（解放実施）申立書に記載された執行場所及びその周辺の状況並びにその場所を執行場所とすることの適否に関する事項、子の身体的特徴や心身の発達状況、執行場所に所在する可能性のある債務者及び子以外の親族等の関係者の有無、債務者及び子を含む関係者の具体的な性格・生活状況や、これらの者に接する場合の留意点など執行のために参考となる事項等）を十分に収集しておくことが重要である。これらの情報は、まずは、債権者（手続代理人）、返還実施者又は中央当局（以下「債権者等」と総称する。）から収集するのが原則である（注1）。例えば、家庭裁判所の事件記録中の書類については、債権者に閲覧謄写をさせて提出させることを想定しており、家庭裁判所からの情報収集の一環として、家庭裁判所からこれらの書類の交付を受けることは想定していない。

もともと、債権者等が引渡実施等の参考となる情報を全て把握しているとは限らず、秘匿扱いとされたために債権者等が閲覧謄写できない事件記録中の書類や、家庭裁判所が審判手続等において把握した情報で、事件記録に表れない情報が引渡実施等の参考となる場合は少なくないものと考えられる。また、中立的な立場にある家庭裁判所から収集した情報の方が信頼度の高い場合もある。

したがって、執行官は、債権者等から得た情報の正確性を確認するとともに、債権者等から得られていない情報を収集するため、次の要領で、家庭裁判所との間で事前ミーティングを行うことが有益であることが多いと考えられる。

(注1) 緊急を要する場合や、債権者等との打合せの日程が引渡実施等の直前にしか入らない場合など、家庭裁判所との日程調整や事前ミーティングを先行させることが相当である事案もある。

## 2 事前ミーティングまでの流れ

### (1) 執行官から家庭裁判所への協力依頼

執行官は、家庭裁判所と事前ミーティングを実施する必要があると判断したときは、監督補佐官（複数いる庁においては、そのうちの1人。以下同じ。）（注2）を通じて、窓口となる家庭裁判所の職員（以下「家裁窓口職員」という。）（注3）に対し、引渡実施（解放実施）申立書の写しを送付する。

また、執行官は、事件記録に表れた情報を債権者から全て収集できているかを特にあらかじめ書面により確認する等の必要があると判断したとき、又は主として解放実施のための事前ミーティングに関し家庭裁判所から求められたときには、監督補佐官を通じて、家裁窓口職員に対し、別紙様式第1の「引渡実施・解放実施のための協力依頼書」を送付する（注4）。この場合、事前ミーティングに出席する家庭裁判所の裁判官、家庭裁判所調査官又は裁判所書記官は、別紙様式第2の「執行情報連絡シート」に必要事項を記載の上、家裁窓口職員を通じて、監督補佐官に送付する（注5）。

(注2) 各庁の実情により、支部に係属する事件について、本庁所属の監督補佐官が、家裁窓口職員との間の書類の授受及び事前ミーティングの日程調整、執行官との協議並びに事前ミーティングへの出席などの事務を担当することも考えられる。

また、上記の事務を担当する監督補佐官を固定するか、事案に応じて決めるかについては、各庁の実情に応じて運用することが相当であると考えられる。

なお、監督補佐官は、執行官の監督に関する事務を行うに際し、

必要がある場合には、他の裁判所職員に補助させることができる  
(平成6年12月20日付け最高裁民三第441号事務総長通達  
「執行官等に関する事務について」記第6の1(3))。

(注3) 事前ミーティングにおける情報の提供といった家庭裁判所の  
行う協力の性質は司法行政事務と解されることから、当該協力は、  
手続法上の家庭裁判所の同意を得て、官署としての家庭裁判所が  
行うべきものと考えられる。そのため、一般的には、訟廷管理官  
が家裁窓口職員となることが想定される。

もともと、庁の規模などの各庁の実情によっては、主任書記官  
を家裁窓口職員とすることも考えられるし、窓口としての対応を  
手続法上の家庭裁判所に対して、あらかじめ包括的に委任するこ  
とも可能であると考えられる。

また、各庁の実情により、支部や出張所に係属した事件につい  
て、本庁所属の職員を家裁窓口職員とすることも考えられる。

(注4) 執行官の所属する地方裁判所と家庭裁判所が管轄区域を同じ  
くする場合の事前ミーティング(主として引渡実施のための事前  
ミーティング)に関しては、これまで各庁の実情に応じた柔軟な  
運用がされてきたものと考えられ、引き続き別紙様式第1「引渡  
実施・解放実施のための協力依頼書」を活用しない柔軟な運用も  
可能と考えられる。この点を含め、事前ミーティングの方法につ  
いては、管轄区域を同じくする地方裁判所及び家庭裁判所におい  
て意見交換をすることが望ましい。

(注5) 監督補佐官と家裁窓口職員との間の書類(「引渡実施・解放  
実施のための協力依頼書」、引渡実施(解放実施)申立書の写し、  
「執行情報連絡シート」等)の授受は、誤送付を防止するために、  
原則として、直接交付するか、PDF形式等の電子ファイルを電

子メールに添付する方法で送信することが望ましい。

## (2) 事前ミーティングの準備

監督補佐官と家裁窓口職員は、事前ミーティングの出席者、日時、方法及び場所などを調整する。

事前ミーティングの準備を円滑に進めるために、執行官は、債権者等から得た情報や執行情報連絡シートに記載された情報を基に、地方裁判所の監督官又はそれ以外の裁判官（以下「監督官等」という。）（注6）及び監督補佐官と協議し、事前ミーティングにおいて特に提供を受けようとする情報の内容や特に出席を求める者等を整理した上で、これを適宜の方法により家庭裁判所に速やかに連絡することが重要である。

また、家裁窓口職員においても、適宜の方法により、執行官に対し、事件を担当した裁判官や家庭裁判所調査官等の異動や長期休暇の有無を速やかに連絡することが望ましい。

（注6）監督官に指定されていない裁判官が、執行官との協議や事前ミーティングへの出席などの事務を担当することも考えられ、各庁の実情により、支部に係属する事件について、本庁所属の監督官等が、上記の事務を担当することも考えられる。

また、上記の事務を担当する監督官等を固定するか、事案に応じて決めるかについては、各庁の実情に応じて運用することが相当であると考えられる。

## (3) 事前ミーティングの出席者

### ア 執行官

担当執行官のほか、他の執行官の援助（執行官法19条）が想定される事案においては、当該他の執行官も出席することが考えられる。

### イ 家庭裁判所の裁判官、家庭裁判所調査官、裁判所書記官又は医師である裁判所技官

原則として、子の引渡し若しくは返還の申立てに係る事件が係属した家庭裁判所又は子の引渡し若しくは返還の強制執行をした家庭裁判所で当該事件を担当し、かつ、これらの家庭裁判所に現に所属している者が出席する。

また、事件を担当した裁判官、家庭裁判所調査官又は裁判所書記官が異動や長期休暇により出席できない場合には、当該事件について情報を有する他の裁判官、家庭裁判所調査官又は裁判所書記官（注7）ができる限り出席する。特に、事件を担当した裁判官や家庭裁判所調査官、裁判所書記官がその後異動するに当たっては、異動後に事前ミーティングが開催された場合に備え、事前ミーティングの開催が見込まれる事件では、事件記録に表れない執行に有益な情報を他の出席者を通じて執行官に伝えることができるように、他の裁判官、家庭裁判所調査官又は裁判所書記官に対し適宜の方法で引継ぎをしておくことが望ましい。

（注7）例えば、担当者が所属し、又は所属していた部の総括裁判官、主任家庭裁判所調査官又は主任書記官などが考えられる。

#### ウ 監督官等又は監督補佐官

監督官等及び監督補佐官は、事前ミーティングに出席し、執行官が必要な情報を得るための支援を行う。

なお、事案の内容や各庁の実情等により、監督官等と監督補佐官のいずれか一方のみが出席することも考えられる。

また、監督補佐官は、他の裁判所職員を出席させ、テレビ会議システムの操作などについて補助させることも考えられる（注2参照）。

#### (4) 事前ミーティングの方法及び場所

事前ミーティングは、面談の方法により行うことが一般的であると考えられるが、地方裁判所と家庭裁判所との間の距離や、出席者の勤務場所などの事情を考慮して、テレビ会議又は電話会議の方法によることも考えられる。

また、各庁の実情により、支部に係属する事件について、本庁で事前ミーティングを行うことも考えられる。

### 3 事前ミーティングの実施

執行官は、事前ミーティングにおいて、出席した家庭裁判所の裁判官、家庭裁判所調査官、裁判所書記官又は医師である裁判所技官から、引渡実施等のために必要な情報を聴取する。また、聴取した情報に、秘匿扱いとされた情報が含まれる場合には、その取扱いの留意点（債権者等にどの範囲で開示することが相当か等）についても聴取する（注8）。

（注8）例えば、債務者の住所が債務名義上秘匿されている場合に、執行官が、家庭裁判所との事前ミーティングにおいて、その秘匿の理由や必要性の程度、債権者に開示することの相当性について、情報提供及び助言を受けることが考えられる（なお、平成30年11月30日付け民事局第一課長、家庭局第二課長、総務局第三課長事務連絡「DV等支援措置に関する取扱いの総務省自治行政局住民制度課長通知への対応等について」別紙「民事訴訟事件、人事訴訟事件及び家事事件における留意事項」3(3)の記載は、執行手続において、債務名義上秘匿されている債務者の住所や推知情報が債権者に開示される場合があり得ることを想定したものである。）。

### 4 情報管理等

#### (1) 執行官

執行官は、「引渡実施・解放実施のための協力依頼書」の控え、「執行情報連絡シート」及び事前ミーティングにおいて得た情報が記載された書面を記録につづり込まないものとし（注9）、情報管理に留意するとともに、外部に提供しないものとする（注10）。

（注9）執行官において保有する「引渡実施・解放実施のための協力

依頼書」の控え、「執行情報連絡シート」及び事前ミーティングで得た情報が記載された書面は、個別の事件処理のために作成し、又は取得したものであるから、裁判関連文書ではあるが、執行官及び当事者の共通の資料として利用するために作成し、又は取得したものではなく、執行官法17条2項に基づく閲覧の対象となる書類には当たらない（令和元年最高裁判所規則第5号による改正後の民事執行規則161条4項、同改正後の国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手續等に関する規則91条1項参照）。

(注10) 「外部」とは、事前ミーティングの出席者以外の者を指すが、執行に立ち会う者（令和元年法律第2号による改正後の国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律142条に基づく外務大臣の協力を行うこととなる中央当局（外務省職員）、同法140条2項又は民事執行法6条1項に基づき執行官を援助する警察官、同法7条の立会人及び執行官規則12条の技術者又は労務者）は、これに当たらない。

なお、立会人、技術者及び労務者は法的に守秘義務を負うことはないと考えられるため、これらの者に対する情報提供は真に必要な場合に限定すべきであり、やむを得ず情報を提供する場合にも、情報の流出がないように、十分な注意を払うよう丁寧な説明をしておく必要がある。

## (2) 監督補佐官

監督補佐官は、家裁窓口職員に送付した「引渡実施・解放実施のための協力依頼書」及び引渡実施（解放実施）申立書並びに執行官に交付した「執行情報連絡シート」の各控えや電子ファイルを保管しておく必要はない。

## (3) 家裁窓口職員

家庭裁判所からの情報提供の協力は、行政共助としての性質を有し、司法行政事務に当たることから、家庭裁判所において保有する「引渡実施・解放実施のための協力依頼書」及び引渡実施（解放実施）申立書の写し並びに執行情報連絡シートの控えは、司法行政文書に当たるが、内容が軽微かつ簡易であり、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003547号秘書課長通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」記第2の5の(1)の短期保有文書に当たる。

令和 年 ( 執 ) 第 号 引渡実施・解放実施申立事件

令和 年 月 日

- 高等裁判所 御中
- 家庭裁判所 御中
- 地方裁判所 御中

○○ 地方裁判所

執 行 官 ○ ○ ○ ○  
( 窓 口 担 当 書 記 官 ○ ○ ○ ○ )

電 話 000-0000-0000

E-mail ○○○○○○○○@

### 引渡実施・解放実施のための協力依頼書

下記1の事件に関して、頭書事件の執行の参考となる情報の提供等の協力を受ける必要がありますので、事前ミーティングの実施を希望します。

併せて、下記1の事件に関する執行情報連絡シートの送付を求めます。  
(令和 年 月 日までの送付を希望します。)

#### 記

#### 1 貴庁に係属していた事件の表示(事件名・事件番号・担当部)

- |                          |    |    |       |   |   |     |   |
|--------------------------|----|----|-------|---|---|-----|---|
| <input type="checkbox"/> | 事件 | 令和 | 年 ( ) | 第 | 号 | 家事第 | 部 |
| <input type="checkbox"/> | 事件 | 令和 | 年 ( ) | 第 | 号 | 家事第 | 部 |
| <input type="checkbox"/> | 事件 | 令和 | 年 ( ) | 第 | 号 | 家事第 | 部 |
| <input type="checkbox"/> | 事件 | 令和 | 年 ( ) | 第 | 号 | 家事第 | 部 |

#### 2 当事者等

- 別添引渡実施・解放実施申立書の写し記載のとおり

#### 3 執行の予定日

- 令和 年 月 日
- 未 定

執行情報連絡シート

1 当庁に係属していた事件における審理の内容

(1) 家庭裁判所調査官による調査の有無

(  あり,  なし )

調査命令事項

( )

調査内容及び調査方法

( )

(2) 医師である裁判所技官の関与の有無

(  あり,  なし )

(3) 上記(1)のほか、執行に必要と思料される事項に係る事実の調査実施の有無

(  あり,  なし )

調査内容及び調査方法

( )

(4) 当事者等の陳述聴取(ある場合、下記にチェック)

債務者

陳述聴取の方法

(  書面,  口頭 (審問) )

審問調書

(  あり,  なし )

子

陳述聴取の方法

(  書面,  口頭 (審問) )

審問調書

(  あり,  なし )

その他

(ある場合) 氏名

(当事者との関係

陳述聴取の方法

(  書面,  口頭 (審問) )

審問調書

(  あり,  なし )

(5) 子の引渡し・返還に係る家事調停手続

(  あり,  なし )

2 通訳関係

(1) 通訳人の要否

① 債務者に (  要,  不要,  不明 )

② 子に (  要,  不要,  不明 )

(2) 使用言語 債務者 ( )

子 ( )

### 3 執行場所に関する情報

#### (1) 当庁に事件が係属していた当時の債務者及び子の住所・居所

(  引渡実施・解放実施申立書と同じ ,  申立書とは別 )

秘匿情報が含まれるため事前ミーティングで対応 )

( 別の場合その住所・居所 (複数ある場合は, それら全部) )

#### (2) 債務者以外に子と同居する者

(

#### (3) 住所・居所以外に債務者又は子が所在することが想定される場所(通学先, 親族宅等)

(ある場合, 下記にチェック)

債務者

(

子

(

秘匿情報が含まれるため事前ミーティングで対応

### 4 執行参考情報(ある場合, 下記にチェック)

#### (1) 医療関連資料(医師の診断書等)

(  債務者の資料あり,  子の資料あり,  なし )

#### (2) 債務者又は債務者と同居する者が執行を妨害する可能性があると思われる事情

(  あり (括弧内に記載),  なし,  不明 )

(

#### (3) 出国禁止命令の発令

(  あり,  なし )

#### (4) 旅券提出命令の発令

(  あり,  なし )

### 5 その他参考となる情報

(  あり (括弧内に記載),  なし )

(

### 6 当庁に係属していた事件の担当者の異動の有無

あり (  裁判官  家庭裁判所調査官  裁判所書記官

医師である裁判所技官 )

なし